

9. 福祉サービス部 平成14年度～平成22年度

筒井孝子

統括研究官（福祉サービス研究分野）

I. 福祉サービス部の設置目的、在籍者、運営方針等の概要

1. 研究部の設置目的

わが国は、21世紀を迎えて、出生率の減少や高齢者人口の増大による人口減少社会の到来あるいはそれに伴う社会経済体制の急速な変革等大きな転換期にあり、90年代後半から、介護保険制度の創設、社会福祉基礎構造改革、医療保険制度改革、年金制度改革等の社会保障制度全般の構造改革を行ってきた。

このような状況下においても、高齢者福祉や児童福祉、障害者福祉、公的扶助等の従来の社会福祉分野に関連する制度の改革の基礎となる研究、教育、研修を体系的、総合的、先駆的に実践する国立試験研究機関の研究部は存在しておらず、従来の国立公衆衛生院と国立医療・病院管理研究所等を統合して設置された国立保健医療科学院（以下、科学院）に、福祉サービス部が設置されることとなった。

科学院に設置された研究部のほとんどが保健および医療に係る研究を分掌としていたのに対し、この福祉サービス部では、とりわけ、これら分野に福祉を加えた連携関係の構築を目指し、社会的な健康を損なう多様な社会福祉にかかわる問題に対応すべき行政職員の研修ならびに、これらの学理および政策の研究を行うための部として存立した。

今日の社会福祉行政は、高齢者の介護、障害者の自立支援、子育て支援、児童や高齢者の虐待問題など様々な問題に直面している。また、福祉サービスに対するニーズの増大・多様化に対応するため、保健医療サービスとの連携のとれた質の高い福祉サービスの効率的な提供を確保することが、極めて重要な課題となっているところである。

これらの諸課題を解決するためには、福祉サービスに関する技術と業務管理（マネジメント）の改善を図ることが不可欠であると考えられ、福祉サービス部においては、これらに関する各種の調査研究が実施されるとともに、その成果等を踏まえ、地方公共団体において福祉行政に携わる職員に対する研修の実施が期待された。

また、これらの業務を実施するため、福祉サービス部には、福祉技術開発室及び福祉マネジメント室の2室が設置された。このうち、福祉技術開発室ではサービス評価の技術開発、サービスの開発など、福祉マネジメント室ではサービスのマネジメント技法の確立、評価指標の作成などに関する調査研究に取り組んでおり、併せて、「社会福祉

研修」、「介護サービスマネジメント行政研修」等の教育研修を行ってきた。

このように、福祉サービス部は、社会福祉及び介護保険制度が対象とする分野について、従来の対象者別の観点ばかりではなく、原理、方法、制度、計画、情報、経営、開発、評価の課題別の調査研究を行うとともに、施策従事者（主に国、都道府県・指定都市等の地方自治体の行政職員）に対する教育訓練を実施することが主な設置目的とされてきた。

この目的を達成するためにこれまで福祉サービス部で、研究及び研修を担ってきた部員のすべてを示した。

福祉サービス部 部長

次長事務取扱	（平成14.4～平成14.7）
増田雅暢	（平成14.8～平成16.7）
塚本力	（平成16.7～平成17.6）
松本勝明	（平成17.7～平成19.7）
次長事務取扱	（平成19.8～19.9）
山田英樹	（平成19.9～20.7）
赤澤公省	（平成20.7～21.4）
次長事務取扱	（平成21.4～21.12）
松原徳和	（平成21.9～21.10）
峯村芳樹	（平成22.1～23.1）

主任研究官

栗田仁子	（平成15.4～16.3）
東幸邦	（平成17.4～22.3）
米山正敏	（平成22.4～23.3）
松繁卓哉	（平成22.12～23.3）

福祉マネジメント室

室長	筒井孝子	（平成14.4～23.3）
研究員	山内康弘	（平成20.4～21.3）
研究員	松繁卓哉	（平成21.5～22.11）

福祉技術開発室

室長	石井享子	（平成14.4～15.3）
室長	森川美絵	（平成22.4～23.3）
研究員	森川美絵	（平成17.4～22.3）
研究員	東野定律	（平成17.7～20.3）

2. 研究部の活動

- (1) 「わかりやすい講義の実施及びテキストの開発・作成」
福祉サービス部では、国民的な課題となっている高齢者

V. 各部活動報告

介護に係る研究については、とくに先駆的な知見（「要介護認定におけるコンピュータを用いた一次判定システムの開発および妥当性に関する研究」等）を提示し、これらに基づいた先駆的な研修を実施してきた。

また、長期課程において社会保障や社会福祉の講義科目を担当し、さらに厚生労働省からの要請により、福祉担当職員研修（都道府県、政令都市、中核市等における社会福祉関係行政職員の研修等）を実施してきた。なお、これら研修は、科学院全体の4割近くを占める受講生数に相当する。

福祉サービス部が、これまでに担当してきた社会福祉に係る担当職員の研修は、最新の行政動向の把握だけでなく、公務労働者としてのモラル（道徳）とモラール（勤労意欲）の向上を図ってきた。また、研修中の演習を通じて、彼らの専門的な知見を集約し、これを標準化するという試みが行われ、これを基にしたテキストの開発（「生活保護の相談援助活動自己点検ワークブック」）も行ってきた。

とりわけ、これら研修の実施にあたっては、今後の社会福祉にかかわる行政職員の役割の重要性に鑑み、福祉サービス部設置されていた2室において、社会福祉サービスの提供方法の適切性の評価に関する研修・企画および、都道府県における指導者に対するカリキュラム開発の方法論を確立することが必要であるとの問題意識のもと、研修に取り組んできたところである。

(2)「実態調査結果等，科学的根拠に基づく研修の学理的研究の実施」

「福祉マネジメント室」では、以下のような研究に取り組んできた。

- 1) 福祉サービス提供機関における管理者のマネジメント能力に関する調査研究
- 2) 福祉サービス提供機関の福祉サービスのマネジメント技法への需要動向に関する調査研究
- 3) 福祉サービスに関するマネジメント技法について教育研修方法に関する調査研究
- 4) 市場経済のもとで一定の方法論を確立している米国における保健医療福祉経営機関におけるマネジメント技法に関する調査研究
- 5) これらの調査研究成果を基に、マネジメント5要素である①業務目標、②業務方針、③業務管理、④運営プロセス（工程管理）、⑤リーダーシップと福祉サービス提供機関における福祉サービスの質の関係及びその影響についての分析・評価に関する調査研究（評価手法は福祉技術開発室において開発した手法技術を活用）。

また、2000年の介護保険制度施行に伴う新たな課題として着目されてきた介護分野における研究の最先端を担う機関として、以下のような研究を行ってきた。

- 1) 欧米先進諸国で実施されているLong-Term Care関連行政に係わる公務員教育および研修に関する文献調査
- 2) 自治体行政を支援するための都道府県の研修企画者が

必要とする介護支援専門員に対する研修・教育技法および指導・助言方法の開発

3) 介護保険制度の安定的、円滑な運営方法に関する研究

この他に、競争的研究費を獲得しながら、実施している具体的な研究として

■わが国における社会的養護施設におけるケア内容の標準化および施設マネジメント方法に関する研究

■仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究

■介護保険施設の要介護高齢者に必要とされるサービス量及び質に関する研究

■地域における医療・介護・福祉の統合的システムに関する研究

■地域包括支援センターにおける共通的な支援基盤および地域づくりの評価と標準化に関する研究

■介護保険施設における介護職員の労働環境改善に関する基礎的研究

■地域包括ケアにおける在宅入院制度構築の可能性に関する実践的研究

■ソーシャルキャピタルと地域包括ケアに関する研究

等を実施してきた。

「福祉技術開発室」では、以下のような研究に取り組んできた。

- 1) 都道府県・市町村ごとの福祉サービスに係る業績を評価する手法の開発研究（諸外国の評価手法を参考としつつ、我が国において適用可能な科学的なサービス評価手法を確立）
- 2) 福祉サービスに係る業績を評価する指標の開発と妥当性の検証のための調査研究
- 3) 開発した評価手法を都道府県・市町村の福祉行政担当職員が簡易に利用できるための方法論を研究開発し、これを普及するための手法の研究
- 4) 地方公共団体の行政担当職員に対する業績評価に関する教育研修の成果と実際の地方公共団体における業績評価との関係を継続的に比較調査し、業績評価の改善に活用。

また、上記の研究に加えて、新たな社会福祉に係る問題解決のための福祉サービスの開発に関する調査研究を実施し、この他にも競争的研究費を獲得した研究として、

■生活保護世帯に対するケースワーク技術の向上に関する研究

■要保護リスクの高い低所得層への相談援助機能の充実に関する研究

■低所得・困窮単身高齢者に対する地域における地域組織化活動技術及び、地域資源開発援助活動の技術に関する研究

等が実施されてきた。

II. 研究の概要

1. 介護サービスの質の向上に関する調査研究

介護保険制度における要介護認定に関わる認定データおよび給付データの分析、あるいはこの1次判定ソフト設計の基礎となったデータと同じ調査手法である他計式1分間タイムスタディデータを用いたデータ分析によって、広く介護サービスの質の向上に関わる分析を行ってきた。これに関わる競争的研究費は、以下の通りである。

- ①介護内容推定システムを用いた介護サービス計画の効果に関する研究（平成14年度～16年度科学研究費補助金）
- ②介護サービスと類型化された要介護状態像との相互関連に関する研究（平成17～18年度厚生労働省科学研究費補助金長寿科学総合研究事業）
- ③新たな高齢者の心身の状態の評価指標の作成および検証に関する調査研究（平成18～19年度厚生労働省科学研究費補助金老人健康増進等事業）
- ④在宅および施設における要介護・要支援高齢者に必要な介護サービス量を推定するモデルの開発に関する研究（平成19年度～21年度厚生労働省科学研究費補助金長寿科学総合研究事業）
- ⑤予後予測モデルによる「介護予防サービス提供ガイドライン」の開発研究（平成20～22年度科学研究費補助金基盤B）

上記の研究課題の具体的な内容および成果としては、①の研究においては、第1に、介護サービスの質の評価ならびに向上を図るための方法論が検討され、いくつかの自治体の介護保険に関わるデータの統計的な分析が行われた。さらに、これらの分析結果を基に、本院で実施した介護サービスマネジメント研修（H14～20）では、各自治体で導入可能な介護サービスの質の向上方法とその評価に関する演習を行ってきた。

②の研究については、要介護高齢者の予防サービスの有用性を判断するための基礎資料として、要介護認定データにおける大規模データベースより、初めて受けた要介護認定から、4回目までの認定情報が存在している高齢者を抽出し、これらの高齢者の認定情報および介護給付受給情報等に関する経年的なデータを作成した。このデータを用いて、高齢者群から、予防サービスが有用であると想定されたグループを抽出するための数学モデルを改良した大規模多変量データにおける一般的パターンの自動抽出アルゴリズムを開発し、これを用いて要介護高齢者群を分類し、予防サービスが有用と想定された群を抽出した。

③の研究については、介護保険制度における要介護認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行なわれるべきところにもかかわらず、地域格差が生じている等の指摘があった。これは、認定調査が適正に行われていない状況を示していたことから、要介護認定調

査の調査項目自体の判断基準が明確とされていない臨床現場の問題を鑑み、この問題の改善を行った「認定調査員指導者マニュアル」の作成を行うとともに、その妥当性の検証を行った。

④の研究については、新たに実施した施設・在宅での1分間タイムスタディデータをこれまで開発を行ってきた指標等を活用しながら、高齢者の状態像との関連を分析することによって、要支援・要介護高齢者に必要なサービス量について検討を行った。

⑤の研究については、③の研究ですでに開発を行ったデータベースを用いて、新たな数学モデルを開発し、これを利用した高齢者の状態上の経年的な変化を表すことができる「角度指標」を開発した。この研究では、角度指標の分析結果を応用した「介護予防サービス提供ガイドライン」の取りまとめを行い、関係者に広く周知した。

2. 地域包括ケアシステムの構築に関する調査研究

地域包括ケアシステムは、平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定した社会保障・税一体改革成案における医療・介護等の項目に取り上げられるなど、近年医療と介護に関わる中心的なテーマとなりつつあるが、福祉サービス部においては、この地域包括ケアシステムの中核となる専門職の連携に着目し、これを数量的に把握するための指標の開発や、サービス利用者の視点からこのシステムがどのように構築され得るべきかについて、質的な研究手法を用いて、明らかにしてきた。これに関わる競争的研究費は以下の通りである。

- ⑥地域保健サービスの担当職員における連携評価指標開発に関する統計的研究
（平成15～17年度厚生労働省科学研究費補助金健康科学総合研究事業）
- ⑦地域包括ケアにおける在宅入院制度構築の可能性に関する実践的研究
（平成21～22年度財団法人日本生命財団 高齢社会実践的研究助成）

この⑥の研究課題については、全市町村の対人保健サービス従事者を対象として、連携能力に着目した郵送調査を実施し、この連携に関わる実証データを用いて、新たに評価尺度を開発した。これまでは、保健師をはじめとする保健・福祉の領域で対人援助サービスを担う人々の評価に際しては、責任感、協調性など主観的な評価が多かったが、本研究で開発された指標によって連携活動の成果と個人能力との関係を示すことが可能となった。

なお、本研究で開発された地域連携能力評価尺度は、その後、地域包括支援センターの全職員を対象として実施され、地域包括ケアシステムを担う人材の資質を検討するための基礎資料として活用されることとなった。

⑦の研究課題については、わが国において、先進的な在宅医療システムを構築している3地域をフィールドとし、

V. 各部活動報告

これらをフランスの在宅医療制度の実態と比較しながら、地域医療システムの構築、多職種連携、患者の利益といった3視点からの質的調査を行うことで、わが国の地域特性を反映した地域医療包括ケアシステム構築のための要件の抽出を行っている。

この他にも、H20～23年度の4年間老人健康増進等事業の分担研究を担当し、地域包括支援センターに関する研究を実施してきた。具体的には、地域包括支援センターの勤務する職員の連携能力の把握、地域包括支援センターを設置する保険者の介護保険事業に対する取り組みの程度の把握、地域包括支援センターにおける相談援助および共通の支援基盤のプロセス実施状況の把握、センターおよび自治体における孤立死への対応状況等の地域包括ケアシステム構築に関わる全国的な動向の数量的把握を行ってきた。

3. 社会的養護サービスの質の向上に関する調査研究

近年の社会的養護を必要とする児童の増加、児童の抱える背景の多様化、複雑化を踏まえ、児童の社会的養護の拡充に向けた取り組みが強く求められており、福祉サービス部においても、これまで研究を行ってきた介護サービス評価に関わる方法論を応用して、要保護児童の状態像との関連から社会的養護分野におけるサービス評価等に関わる研究を実施してきた。これに関わる競争的研究費は、以下の通りである。

- ⑧要保護児童における被虐待による問題や障害等の類型化された状態像とケアの必要量の相互関連に関する研究（H20～22年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業）

この⑧の研究課題に関わる具体的内容および成果については、第一に、本調査研究において全社会的養護施設の入所児童の実態に関するデータベースが作成され、またこのデータベースの分析を基として抽出した施設を対象として実施された他計式1分間タイムスタディ調査データの分析がなされた。このデータ分析によって、社会的養護施設における入所児童へのケア提供は、施設種別やケア提供体制によって大きく異なり、また同一施設内においてもそのケアは標準化されていない状況が明らかとなった。このため、児童によっては、適切なケアが提供されていないとの可能性が推察されたため、研究の一環として、専門家による委員会を組織し、児童の生活全般を見渡した個別のケア目標と、これを達成するための支援やケアの方法の構造化を行った。これらの研究の成果は、今後は、その妥当性の検証を行う必要があると考えられるが、児童福祉の分野において初めて、客観的な手法においてデータ収集が行われ分析がなされたことに行政的な意義があると考えられた。

4. 要保護層・要保護リスクの高い層に対する相談援助機能の評価に関する研究

貧困や格差の拡大の中で、要保護層・要保護リスクの高い層の社会的包摂にむけた体制整備は、社会保障改革の最

重要課題のひとつとなっている。効果的な体制構築のためには、要保護層・困窮者の社会的排除からの脱出と自立支援・社会参加の推進や、低所得・ボーダー層への予防的セーフティネット強化にむけた、個別援助と地域開発のスキルが必要である。また、そうした昨今の「貧困ビジネス」の社会問題化は、そうした活動の質を評価する取り組みの重要性を示唆している。福祉サービス部においては、いち早く、これらの層に対する相談援助機能やサービス活動の評価に関する研究に着手してきた。これに関わる競争的研究費は、以下の通りである。

- ⑨生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究（平成17～19年度 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業）
⑩低所得者に対する相談援助機能の強化に関する研究（平成21～22年度 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業）

⑨の課題については、生活保護の相談援助業務に関する評価項目・指標および、評価項目・指標を活用した業務支援ツールの開発を行った。具体的には、全国の福祉事務所における相談援助業務の標準化状況の把握、相談援助の評価項目の開発、評価項目を用いた自己点検・研修法を解説した小冊子の作成、相談援助の質と組織的な実施体制との関連の分析を実施した。研究成果は、生活保護の実施要領における相談援助業務の記載内容の改訂にむけた基礎資料となるとともに、支援ツール冊子は出版され業務担当者のテキストとなっているとともに、当院での全国研修や各自治体での研修等に活用されるなど、行政業務の質向上に貢献している。

⑩の課題については、生活保護でカバーされない困窮層に対する新たなセーフティネットにおける相談援助機能について、新たなセーフティネットの一翼を担う生活福祉資金貸付制度を中心に、相談援助の現状の可視化（相談記録のデータベース化とそれに基づく現状分析）、相談援助の中核要素・下位要素・具体的項目の抽出、実務支援のためのシート開発を行った。研究成果は、低所得層の地域支援ネットワークへの包摂にむけた実践の指針とその根拠資料の提出、実践支援のツール提供など、地域のセーフティネット形成に寄与するものとなっている。

Ⅲ. 研修の概要

福祉サービス部では、短期課程を中心に、福祉関連の研修を運営してきた。開講してきた福祉関連の短期研修は10コースあり、カバーする分野・内容も広い。研修全体のミッションと体系、および、福祉・介護のニーズ発生から利用にいたる各段階で厚生労働行政が果たすべき重要課題を整理し、各研修の位置付けを明確にした上で、自治体の福祉行政担当職員が重要課題への対応に必要な技術・

知識の修得支援を行なってきた。

近年では、福祉サービス部対応の研修は、その受講生数が本院の短期研修全体の受講生の約4割を占めるなど、科学院の短期研修事業において大きな位置を占めてきた。定員の規模は、30名程度から100名以上のものまで様々だが、定員を上回る応募のある研修も多く、自治体の研修ニーズに広く応えてきた。また、参加後のフォローアップにおいても、派遣元からの高い評価を得ている（平成21年度に実施したフォローアップ調査では、「研修でまなんだことが現在の業務に役立っているか」との設問に対し、調査対象となったいずれの研修でも派遣元の90%以上が「大変役に立った、役に立った」と回答されていた）。

大規模な研修が多いが、講義形式のみならず、各自治体の案件等をテーマにした情報交換、先進事例をふまえた管轄地域での運営課題の抽出、管轄内での人材育成・研修の手法等に関する演習的なメニューを組み込み、参加者の情報・スキルを総合に活かす工夫を、継続的に進めてきたところである。

1. 短期研修の全体像

研修全体のミッションは、社会的健康の増進にむけた自治体行政の公正性の確保としている。公正確保の段階を、「必要認定段階」と「資源分配段階」に区分した上で、各段階の主要な行政課題を整理すると、前者は、必要認定調査の適正化・標準化、後者は、供給主体の多元化パラダイムのなかでの規制・指導監督の適正化・標準化となることから、これらの各課題に対応した研修を、各福祉分野の実情に即した内容として、提供してきた（認定職員向けの研修、指導監督職員向けの研修等）。

また、サービス提供段階における包括的な支援という課題に対し、地域の関係機関の連携や分野横断的な取り組みが不可欠であることから、行政としての保健医療・他機関との連携スキルの向上、運営・事業評価能力の向上に関する研修も実施してきた（児童相談所、福祉事務所の指導的職員等に対する研修）。

2. 短期研修のコース・定員・受講生の推移

開設してきた研修コース（10コース）の応募者数、定員、修了者数の推移は以下の通りである。応募者の状況や、研修事業における国と自治体との役割分担等をふまえ、必要性に応じて、対象者の資格要件や定員の見直し、コースの廃止・見直し・新設等の検討を行ってきたところである。

3. 専門課程

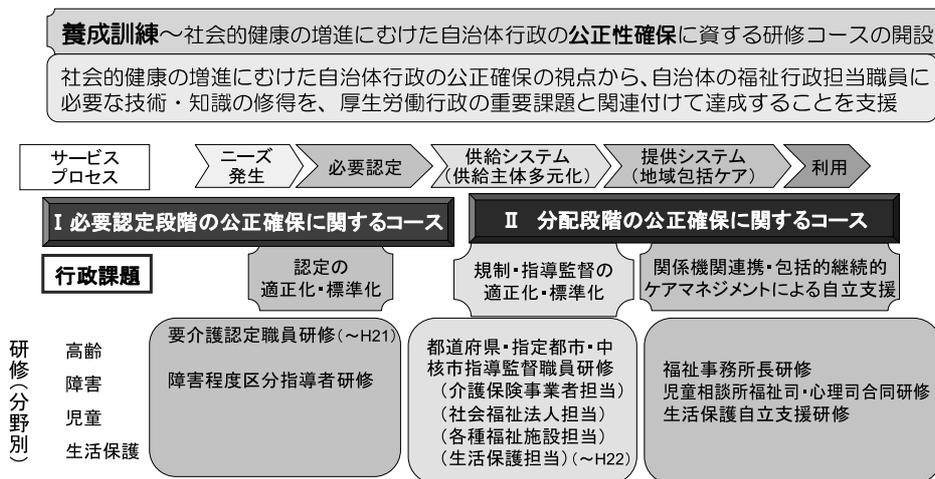
①講義

専門課程においては、合同必修科目「社会保障論」を担当するとともに、専攻課程Ⅰ「地域保健福祉行政管理分野」および専攻課程Ⅱ・Ⅲ「地域保健福祉分野」の「社会福祉・地域福祉」を担当してきた。

②合同臨地訓練

専門課程の合同臨地訓練については、継続的に運営委員・指導教官として活動し、福祉サービス部の研究内容に関連の深い課題や分析手法に関する指導に携わってきた。例えば、以下のような例がある。

- ・平成19年度 部員が指導教官の主責任者となり、「高齢単身等生活保護受給世帯の社会参加の支援」をテーマとするフィールドワークを実施した。
- ・平成22年度は、運営委員および指導教官として、合同臨地訓練の企画運営および指導を行った。特に、例年



（実績）本院の研修受講生の約4割。定員を上回る応募、行政ニーズへの的確な対応。

H20 11コース 定員1,780名 応募1,875 修了1,590名

H21 9コース 定員1,380名 応募1,486 修了1,236名

H22 9コース 定員 830名 応募1,124 修了 883名

■H21年度研修フォローアップ結果■ 「研修で学んだことが現在の業務に役立っているか」～いずれの研修でも、派遣元の90%以上が「大変役に立った・役に立った」と回答

V. 各部活動報告

海外（フィリピン）で実施されているフィールドリサーチへむけての社会調査法のグランドデザイン（リサーチクエスションの設定、調査方法の精査、先行研究レビューの仕方ほか）について、研修生への指導を行った。

度における要介護度の判定方法の改正にむけた研究プロジェクトチームに対し、専門的助言を行った。

平成21年には、台湾国あるいは同国台北市の依頼により、高級技術者派遣事業による介護保険制度にかかわる指導を行った。

この他の実績としては、日本の高齢者介護に係わる課題について、海外で講義・講演を行ってきた。

平成20年度には、日独仏社会保障に関する3カ国シンポジウムにおいて、平成21年度には、フランス社会保障省の要請により、現地で日本の高齢者介護の状況についての講演を行った。平成22年には、韓国国民健康保険団の依頼により、現地での講演を行うと共に、科学院で実施されたKIASAとの国際シンポジウムで講演を行っている。

IV. 国際協力、行政支援など

国際協力に関しては、まず、日本の介護保険制度における要介護認定システムに関する専門的助言があげられる。

平成19年度には、韓国大統領府に設置されている介護保険プロジェクトチームの要介護認定システムを構築するメンバーに対して講義と助言を行った。

同様に、ドイツ政府がすすめる、2008年度の介護保険制

福祉サービス部 担当研修一覧（対象者および修了者数の推移 平成13～22年度） 参照

研修名	対象者・受講資格		H3	H4	H5	H16	H17	H18	H19	H20	修了者数	H21	修了者数	H22	修了者数
			修了者数		応募者数(定員)		応募者数(定員)								
1. 要介護認定都道府県職員研修 (H18～21)	都道府県等において要介護認定を担当する職員又は保健所等において要介護認定に関わる市町村支援業務を担当する職員	第1回	—	—	—	—	—	107	70	107(150)	105	109(150)	98	—	—
		第2回	—	—	—	—	—	59	46	—	—	—	—	—	—
2. 要介護認定調査員指導者研修 (H19～21)	市町村及び指定市町村事務受託法人において、認定調査項目について習熟しており、引き続き認定調査業務に従事する職員	第1回	—	—	—	—	—	—	244	266(150)	110	214(150)	153	—	—
		第2回	—	—	—	—	—	—	—	146(150)	125	—	—	—	—
3. 都道府県障害程度区分指導者研修 (H18～)	都道府県が行う障害者自立支援法の障害程度区分関係研修の講師予定者等		—	—	—	—	—	166	休校	140(150)	137	124(150)	120	116(150)	116
4. 介護サービスマネジメント行政研修 (H14～20)	都道府県、指定都市及び中核市等において要介護認定・居宅介護支援、地域包括支援センターの業務や指導等に従事する者		—	48	36	45	31	39	30	70(40)	43	—	—	—	—
5. 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修															
(1) 社会福祉法人・老人福祉施設担当	社会福祉法人・福祉施設の許認可、運営経理の指導監督にあたる職員	第1回	235	259	257	163	161	165	153	324(300)	174	177(120)	135	236(100)	128
		第2回	—	—	—	149	137	131	131		135	135(120)	107	—	—
(2) 社会福祉法人・児童福祉施設担当			209	253	247	164	149	144	148	144	131	148(120)	124	146(100)	101
(3) 社会福祉法人・障害者福祉施設担当			—	—	—	148	138	133	163	167	154	149(120)	128	161(100)	113
(4) 生活保護担当	生活保護の指導・監督にあたる職員		112	116	117	89	88	81	85	94(100)	89	71(70)	67	64(70)	56
6. 福祉事務所長研修	福祉事務所長	第1回	146	186	157	125	106	131	121	118(160)	106	120(110)	104	134(100)	119
		第2回	—	—	—	35	18	—	—	—	—	—	—	—	—
7. 福祉事務所新任査察指導員研修 (~H20)	福祉事務所の新任査察指導を担当する職員		175	223	191	186	186	199	183	214	203	—	—	—	—
8. 児童相談所中堅児童福祉司・心理司合同研修	児童相談所の児童福祉司又は児童心理司としての実務経験3～5年の職員		45	77	73	65	66	58	63	85	78	64(80)	60	60(60)	57
9. 生活保護自立支援研修担当育成研修 (H21～)	都道府県・指定都市および福祉事務所において生活保護における自立支援の研修を担当する職員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	30(70)	16	33(30)	28
10. 介護保険指導監督中堅職員研修 (H21～)	各都道府県及び指定都市中核市における指導監督業務の中核的職員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	144(120)	124	174(120)	165
合計			366	534	457	456	407	759	757	1875(1780)	1590	1486(1380)	1236	1124(830)	883

9. 福祉サービス部

行政支援としては、福祉サービス部設置から平成22年度まで、都道府県において、介護認定審査会運営適正化研修等の介護サービスの評価に係る講義・講演を行い、診療報酬において新たな入院基本料の要件となった「看護必要度」に係わる研修を日本看護協会および各県の看護協会に対して実施してきており、具体的には「一般病棟用重症度・看護必要度」、「日常生活機能評価」といった評価指標を理解するための講義・講演を行った。

また、都道府県等の自治体が企画する、生活保護の自立支援のスキルアップに関する研修において講師を務め、厚生労働省社会・援護局保護課主催の生活保護ケースワーカー全国会議において、自立支援のスキルアップに関する企画に対する専門的助言を行ってきた。

さらに、厚生労働省が企画する市町村職員を対象とするセミナーや都道府県の生活保護自立支援研修においても講義・講演を行ってきた。

V. おわりに

「福祉サービス部」は、わが国の福祉サービスに係る福祉行政を支援する政策研究及びこれに携わる行政担当者等の人材育成を体系的、総合的に実施する組織として院内外で活動してきたが、今後は、医療・福祉サービス部となり、さらに医療政策、提供システムを含むマクロ的な視点での研究と、これに基づく研修体制を構築していくことになるものと考えられる。